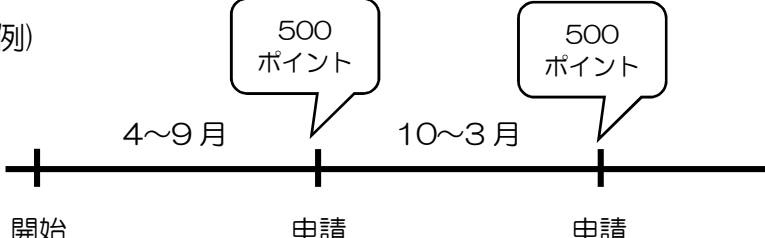


尼崎市介護支援ボランティアポイント交付事業に関するQ&A
 (第1版/令和3年9月1日)

分類	質問	回答
対象者（体操活動）	尼崎市内の公園で体操活動をしているが、代表者が市外在住である。ポイント付与を申請できるか。	「尼崎市内で体操活動を実施する団体」が対象となるため、申請可能です。代表者の居住地は問いません。
	毎日高齢者2人で体操をしている。ポイント付与の対象となるか。	5人未満の団体は対象とならないため、本事業でのポイント付与はできません。 ただし、個人で行う運動などの取り組みにポイント等が付与される「がんばりカード」という事業があります。 条件など詳しくはスポーツ推進課（06-4950-0406）までお問い合わせください。
	体操活動の定義に「他に市等の補助金の交付を受けて実施するものを除く」とあるが、具体的にどのようなものがあるのか。	例えば、高齢者ふれあいサロン運営費補助金の交付を受けている団体は対象外となります。 その他の補助金の交付を受けられている場合は、補助金の名称や詳細等が分かるものを用意いただき、高齢介護課までご相談ください。
対象者（生活支援サポーター養成研修修了）	尼崎市で実施される生活支援サポーター養成研修を受講し、修了した。市内在住でなくてもポイント付与を申請できるか。	「尼崎市内で実施する生活支援サポーター養成研修を修了した者」が対象となるため、申請可能です。申請者が市内在住または在勤であるかは問いません。
	生活支援サポーター養成研修を1日受講したが、ポイント付与を申請できるか。	受講し「修了したか」がポイントとなります。 養成研修のカリキュラムを全て受講し、修了証を受け取られた方について申請が可能となります。

分類	質問	回答
ポイント (あま咲きコイン)	「あま咲きコイン」とは何か。どこで利用できるのか。	<p>令和3年7月より本格稼働された尼崎市独自の電子地域通貨です。利用可能店舗など詳細は、市HPをご確認ください。</p> <p>『電子地域通貨「あま咲きコイン」について』 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/1022002/1024632/index.html</p>
	あま咲きコインを利用するためのアプリやカードは、どこで取得できるのか。	<p>●アプリ App Store、Google Playで「chiica」と検索し、ダウンロードしてください。</p> <p>●カード あま咲きコイン販売店（一部を除く）、出屋敷リベル3階地域産業課、市役所中館7階経済環境局企画管理課、各地域課で配布します。また、高齢介護課窓口でも配布します。</p>
	体操活動を6か月連続で実施後も継続する予定だが、ポイントの付与は最初の1回限りか。	<p>体操活動については、6か月連続で実施後にポイント付与を申請しますが、その後も活動を継続している場合は6か月ごとに何度でも申請いただけます。</p> <p>(例)</p> 

分類	質問	回答
付与申請	<p>ポイントは来庁すればすぐ付与してもらえるのか。 何か申請書を書く必要があるのか。</p>	<p>ポイントについては、申請書をご記入いただいたのち、審査の上で付与決定します。そのため、申請から付与までに一定の期間がかかることをご了承ください。 申請書は、市HPに掲載しておりますので必要事項を記入の上、高齢介護課まで郵送または持参してください。</p>
	<p>体操活動の状況について、報告書には参加者全員を記入するのか。</p>	<p>65歳以上の高齢者が5人以上参加していることを確認する必要があるため、報告書には「65歳以上の高齢者」のみ記載してください。 なお、任意の様式（すでに団体で作成している参加者一覧表など）を使用しており、65歳未満の方が名簿に記入されている場合は、○を付けるなど65歳以上の方が誰か分かるような記載にしてください。</p>